

決済のキャッシュレス化で税制優遇を検討

政府はモノやサービスの決済の電子化(キャッシュレス化)を進めるための支援に乗り出します。スマートフォン(スマホ)で読み取るQRコードを使った決済基盤を提供する事業者には補助金を供与し、中小の小売店には決済額に応じて時限的な税制優遇を検討します。急速なIT(情報技術)の進化により、世界的な決済手段の標準となりつつあるキャッシュレスで日本は出遅れており、政府は消費者の利便性や企業の生産性向上につなげるため、普及を後押しすることが検討されています。

QRコードを使ったキャッシュレス決済は、主に買い物客が自らのスマホにQRコードを示す方式と、店舗側が端末に示して買い物客が読み取る形式の2つがあります。政府は国際標準のあり方を探りつつ、年内にも仕様を統一する計画をまとめ、その計画に沿った決済基盤を提供する事業者には補助金の支給を検討します。

外食や買い物でキャッシュレス決済が可能な店舗が増えれば、消費者の利便性や店側の経営効率が高まります。先行して普及する中国や韓国などの外国人観光客にも対応しやすくなります。

経済産業省の調査によると、クレジットカード決済を導入しない理由について、42%の企業が手数料の高さをあげます。政府はQRコードの表示などキャッシュレス決済を新たに導入する企業を対象に、一定期間は減税する仕組みを検討し、小売店や飲食店の手数料負担を抑え、2020年の東京五輪までの普及に弾みをつけたい考えです。

クレジットカードやデビットカードの読み取り端末を中小や個人商店に配布したり、キャッシュレスで払った消費者に次の決済で利用できるポイントを与えたりする施策も検討します。地方自治体や中小企業が各地域の商店街で実証実験をしやすくする支援策も検討されています。

政府は今秋、未来投資会議の下に官民協議会を設け、キャッシュレス化を推進する方針を打ち出す見通しです。補助金は経産省などが関連費を2019年度予算案に盛り込み、税制優遇は自民党税制調査会などでの議論を踏まえ、2018年末に政府が閣議決定する税制改正大綱への反映を目指しています。

新設する協議会には首相官邸を中心に経産省や財務省などの関係省庁のほか、企業や研究者が参加する予定です。企業はメガバンクや大手の携帯・通信、コンビニや百貨店などを想定しています。

経産省によると、クレジットカードや電子マネーなど日本のキャッシュレス決済の比率は2015年時点で18%で、韓国(89%)や中国(60%)、インド(38%)に比べて低く、訪日客の4割が不満を持っています。これに対して政府は、2025年には40%に上げたい考えです。

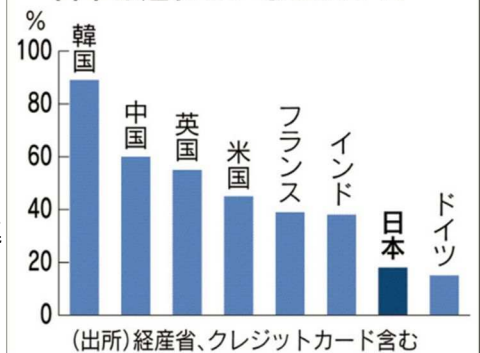
ただ、40%に引き上げても日本人の現金志向は根強いとみられています。韓国ではキャッシュレス決済の推進で自己破産が増え、社会問題になったこともあり、政府は今後、こうした懸念への対応策も検討します。

こうした動きに対して、LINE傘下でスマホ決済を手掛けるLINEペイは、「キャッシュレスの普及にはいつでも誰でも使える状況をつくる必要がある。そのためには日本の9割を占めるといわれる中小企業への普及は不可欠である」と考え、中小企業向け専用アプリを提供し、その決済手数料を3年間無料にする施策を始めて普及を推進しています。

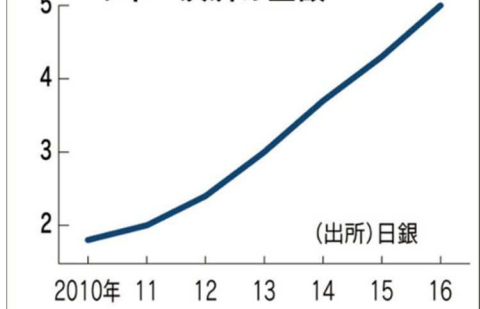
CONTENTS

決済のキャッシュレス化で 税制優遇を検討……………	P.1
税務調査がピークを 迎えています……………	P.2
もしも税務調査の 連絡があったら……………	P.2
今年の中小企業の 賃金改定状況……………	P.2
クラウド会計システムと 金融との連携が強化……………	P.3
経営者のための M&Aセミナーのご案内……………	P.3
「敷金」「礼金」「敷引」「保証金」 「償却」はどう違うのか?……………	P.4
働き方改革関連法について……………	P.5
9月度の税務スケジュール……………	P.5
今月の名言録……………	P.6
無料相談会実施中……………	P.6

キャッシュレス決済の比率で
日本は遅れている(2015年)



国内の非接触型IC・電子
マネー決済の金額



税務調査がピークを迎えています

ご存知の方も多かもしれませんが、実は、税務調査のピークは、先月8月から12月の時期に集中してきます。その理由は、税務署の人事異動の時期と関連しています。つまり、税務署の人事異動は、7月10日をもって行われており、ちょうどこの時期に各調査官に対して、年間目標が割当られます。

一般的には、翌年の1月以降になると、年末調整や確定申告などのため、受任する側の税理士も余裕がないため、調査の実施は自粛されていますので、年間目標を達成するためには、年内の12月までに目標をどこまでクリアするのがポイントになっているようです。その結果として、この8月から12月に集中してきています。



もしも税務調査の連絡があったら・・・

調査依頼の第1報は、もしかしたら顧問先様のところに行くことがあるかもしれませんが。その際に、日程を一方向的に告げられることとなりますが、そんな場合にも慌てずに、まずは税理士と相談して連絡しますとお伝え頂ければ大丈夫です。

あとは、こちらで社長とご相談の上で日程調整させていただきます。

任意の税務調査であれば、もちろん拒否することはできませんが、日程の調整はかなり自由をお願いすることもできますので、業務の繁忙時期や出張予定等を避けたり、場合によっては調査日数を短縮してもらうことも可能です。

もちろん、きちんと処理してあれば、税務調査で否認されることもありませんので、しっかり調べてもらえばいいと思いますし、こちらも、会社の考え方や根拠を主張して参ります。

“税務調査”と聞くと、「え？何しにくるの？」と身構えてしまう方や不安な気持ちからか普段とは違った高圧的な態度をとる方もいらっしゃいますが、そのような態度をとる必要は全くありません。調査官といえども人なので、そのような態度をとられたとしたら、「何かやましいことでもあるのかな？」と変に勘ぐられたり、「そういう態度をとるのなら」と調査がスムーズに進まなくなってしまい、険悪な関係となってしまうこともあると思います。

また、落ち着きのない態度や不用意な発言も控えましょう。質問されていないことをベラベラ話す必要はありませんし、質問されたことに対して、過剰に反応する必要もありません。

もちろん、逆にへりくだる必要もありません。

調査官からの質問や発言に対して反論や意見があれば、発言を最後まで聞いたうえで、毅然とした態度で理路整然と述べればよいのです。もちろん、証拠となる書類を用意した上で対処するのがベストです。

ちなみに、税務調査で何も指摘事項がなかった場合には、「申告是認」の通知が税務署長から送られてくることになります。



今年の中企業の賃金改定状況

ここ数年、賃金の引上げを実施する企業が多くなっています。ここでは今年7月に厚生労働省が発表した資料から、業種別に中小企業の賃金改定状況をみてみましょう。

◆ 賃金引上げ事業所の割合が低下

資料によると業種別の賃金改定状況をみると、全産業の2018年1～6月に賃金引上げを実施した事業所(以下、引上げ事業所)割合は44.8%で、2017年より3.1ポイント減少。賃金引下げを実施した事業所(以下、引下げ事業所)割合は0.5%で、2017年より0.2ポイント減少しました。賃金改定を実施しない事業所割合は37.7%で、2017年より 1.5ポイント増加しています。

◆ 引上げ事業所の改定率は2.7%に

次に、業種別に平均賃金改定率をまとめると、右表のとおりです。産業計の2018年の改定率は引上げ事業所が2.7%、引下げ事業所の改定率は▲5.5%となりました。業種別の引上げ事業所の改定率では、宿泊業、飲食サービス業の2.8%が最も高くなりました。引下げ事業所の改定率では、製造業の▲7.5%が最も下げ幅が大きくなっています。

今年は7月以降に賃金改定を行う事業所や、賃金改定を実施しない事業所の割合が高くなっており、引上げ事業所の割合が低下したようです。

	年	引上げ事業所	引下げ事業所
産業計	29年	2.6	-6.6
	30年	2.7	-5.5
製造業	29年	2.6	-7.0
	30年	2.7	-7.5
卸売業、小売業	29年	2.4	-2.8
	30年	2.6	-5.3
宿泊業、飲食サービス業	29年	3.2	-1.0
	30年	2.8	0.0
医療、福祉	29年	2.4	-16.0
	30年	2.5	-2.6
その他のサービス業	29年	2.8	-6.4
	30年	2.7	-4.1

厚生労働省「平成30年賃金改定状況調査」より作成

クラウド会計システムと金融との連携が強化



中小企業の日々のお金の出し入れをインターネット上で管理するクラウド会計ソフトを巡り、銀行が連携を強化しています。三菱UFJ銀行は大手のフリーに出資します。リアルタイムで得られる財務情報を融資や決済に活用することが目的です。銀行勢は支店の統廃合などコスト削減を進めており、クラウド会計との連携で中小企業に低コストで効率のよいサービスを提供したい考えです。

クラウド会計は、人手不足が深刻な中小企業において、導入コストの低さや利便性を武器にここ数年で台頭しています。フリーでは、利用する中小企業や個人事業主がすでに100万を超えており、弥生やマネーフォワードも利用者が急拡大しています。

クラウド会計の強みは、圧倒的で即時性の高い情報量です。中小企業は銀行口座と連動した会計ソフトを使い、取引先や仕入れ先の入出金や経営者の飲食費までを一元管理できるメリットがあります。また、人工知能(AI)などが項目ごとに仕訳し、財務諸表をほぼリアルタイムで作成することも可能です。

この分野で先行しているのは米国です。大手インテュイットは中小企業向け会計ソフトの利用者が約430万に達しています。また、セールスフォース・ドットコムでは、初期コストを抑えた月額制を導入して、その拡大を図っています。日本よりも中小企業の多い米国は、クラウド会計で高い需要が見込めると考えられています。

日本ではクラウド会計の利用増に併せ、新たな動きがでています。それは既存の金融機関との連携です。フリーは65億円の第三者割当増資を実施し、三菱UFJ銀行やLINEなどが引き受けます。銀行本体による直接出資は三菱UFJが初めてです。

三菱UFJの狙いは中小企業との接点の確保にあります。収益の低迷で銀行は支店の統廃合に動く中で、取引額の小さい中小企業は、融資で担当者をつけても、決済や送金までは手が回らないのが実情でした。

こうしたクラウド会計は利用企業の同意を得たうえで、財務諸表を銀行側に提供し、金融機関はクラウド会計で決済サービスを提供することを検討しています。さらに企業の財務をリアルタイムで把握できれば、月次試算表などを待たなくても迅速に融資することもできます。

ただし、このクラウド会計と金融機関の両者が「ウィンウィン」の関係とばかりは言い切れません。顧客に関するビッグデータの覇権をクラウド会計が握れば、銀行が持つ企業情報の価値は下がってしまいます。

現段階では銀行が十分なサービスを提供できなかった中小企業にクラウド会計がソフトを提供する構図ですが、技術革新に伴い、ネット企業が融資や決済のライバルとして台頭することも予想されます。三菱UFJによるフリーへの出資は、異業種が金融に参入する将来の脅威を意識した布石とも考えられています。

会計ソフト	金融機関	連携サービス
弥生	オリックス	オンライン融資
	三菱UFJ、名古屋、愛知など	通帳入力
freee	三菱UFJ	中小企業向け決済
マネーフォワード	名古屋、愛知など	通帳アプリ

経営者のためのM&Aセミナーのご案内

後継者不足や事業展開のスピード化が加速する中で、中小企業でもM&Aが経営戦略のひとつとして認識されるようになってきています。年商が1億円や2億円でも長年のノウハウ・商材あるいは優良顧客やその販路などがポイントになり、多くの会社が譲渡されてきています。

弊社が推進する「友好的M&A」では、譲渡企業の社名は変えず、社員の方々は「人財」として全員継続雇用となることを前提としています。

それは、譲受企業がM&Aを成功させるためには、譲渡企業の「信頼あるブランド(社名)」や「経験豊かな社員」を今まで通り引き継ぐことが重要と考えているからです。

下記のセミナーでは、具体的な事例紹介と解説により、後継者問題・成長鈍化・人手不足・業界再編など企業がかかえる様々な課題を解決するためのヒントがあります。参加費は無料です。お気軽にご参加ください。

日時	10月16日(火) 13:30~16:20 (受付 13:00~)
内容	「経営のバトン」の渡し方・受け方
場所	名古屋マリオットアソシアホテル「ボールルーム」(名古屋市中村区名駅1-1-4)
申込	当事務所へメールまたは電話でお申し込みください。 e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135

「敷金」「礼金」「敷引」「保証金」「償却」はどう違うのか？

◆それぞれの言葉の意味について

知らない人同士が、大事な土地・建物を貸し借りすることになったら、契約書を交わします。そして、その契約が確かなもので、借りるだけの資力があるかを示すためには、賃料以外にまとまったお金が必要です。

そのことを示すのが、敷金・礼金・保証金となります。簡単に説明すると

- ① 敷金・・・入居時に預け入れて、退去時に帰ってくるお金。
- ② 保証金・・・敷金と同じ。
- ③ 礼金・・・家主にお礼として支払うお金。礼金はお礼金なので戻ってきません。
- ④ 敷引・・・敷金、保証金から退去時に差し引かれるお金。契約時には既に敷引の金額は決まっています。
- ⑤ 償却・・・敷引と同じ。

知っているのと知らないのでは初期費用や退去時費用に大きく影響してくる可能性があるため、是非覚えておきましょう。

◆敷金・保証金

敷金とは、退去時に経年劣化以外の故意または不注意による修繕（現状回復）が必要になった際の費用に充てたり、万が一の家賃滞納などに備えておくために、一時的に預けておくお金の事です。家賃を滞納せず、修繕がかからない場合は退去後1～2ヶ月ほどで返金されます。保証金とは、敷金と同様に家賃滞納や、修繕費用に充てられるお金ですが、「退去時に〇ヶ月分を償却する」という特約が付く契約があります。以前は関西圏や九州で多く使われていましたが、現在では「敷金・礼金」の契約に変化してきています。その他、事業用の賃貸物件には、「保証金」という名目が使われており、敷金と同じで預けているお金なので返金がありますが、原状回復費用がかさむケースも多い事から、終了時に「償却」分（契約時に明記されている）を差し引いて返金します。

◆礼金・敷引・償却

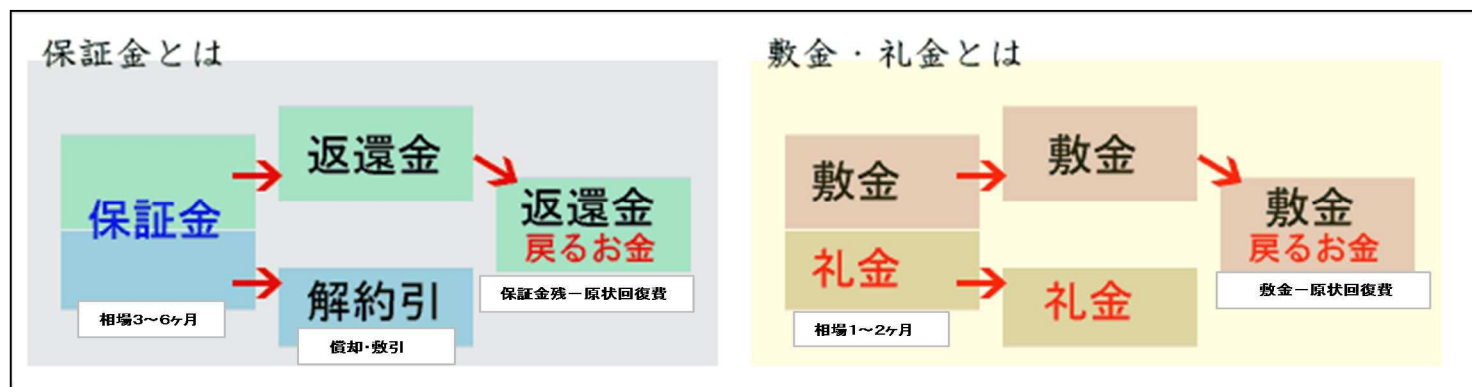
礼金とは、昔からの慣習により家主側にお部屋を貸してくれてありがとうというお礼金として支払われる金銭であり、退去時に返金はありません。先ほどの保証金の慣習がある地域では礼金の制度はありませんが、その代わり退去時に償却する契約の中に礼金が含まれている事になります。

償却とは、例えば「契約満了の2年で退去した場合は保証金の50%を償却し、4年以上居住した場合は保証金の100%を償却する」といった使われ方で契約書面に記された額が退去時に自動的に差し引かれるようになっています。償却されたお金は返金されません。これらを「敷引き特約」といい、敷引と償却は同じ意味合いで使われます。敷金の契約の場合でも、「敷引き特約」として「退去時に敷金の〇ヶ月分を償却する」と明記されているケースもあるため、契約書の内容に十分注意する必要があります。

◆敷金・礼金なし物件のデメリット

敷金・礼金なし物件にもデメリットがある場合もあります。初期費用が安くなるというわかりやすいメリットのため選びがちですが、以下の場合もあるので注意が必要です。

敷金なし物件は退去費用が高くなる事があります。退去費用に充てる預り金がない為、原状回復の費用がまるっと請求されるからです。敷金・礼金なしのサービスで入居者を募集するので、言い換えればそうしないと入居者がつかない物件ということになり、建物の質が悪い場合があります。また、礼金が支払われない分、家賃収入で差額を埋めようと考え、家賃が割高に設定されている場合もあります。周囲の物件相場と比較して、建物のグレードに見合った家賃かどうか確認しましょう。最初から敷金・礼金なしで探すと選べる物件数が減ってしまいます。長い目で見てより良い物件を探すためには、最初は条件から外して探してみるといいかもしれません。



働き方改革関連法について

2018年の通常国会において、最重要法案として位置づけられた働き方改革関連法が遂に成立しました。今回の改正では、時間外労働の上限規制など、企業の労務管理に大きなインパクトを与える内容が含まれています。そこで、改正法の施行スケジュールと企業に求められる取組みを確認しておきましょう。



◆ 働き方改革関連法とは

今回成立した働き方改革関連法は、労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法など8つの法律を一つにまとめた法律の総称です。この中から主要な実施項目と施行スケジュールをまとめると、下表のとおりとなります。中小企業においては一部の改正内容の施行が大企業よりも1年遅れとなるものがあることから、まずは施行日を確認し、対応を検討しましょう。

◆ 実務に影響を及ぼす改正内容

今回の改正内容のうち、実務で特に影響が大きいとされるものに、「時間外労働の上限規制の導入」があります。これに関して、次の3つの改正が実施されます。

- ① 時間外労働の上限については、月45時間、年360時間（1年単位の变形労働時間制の場合、月42時間、年320時間）の限度時間以内とする（現在の告示事項を法律上の義務とする）。
- ② 特別条項を締結する場合においても、上回ることができない年間の時間外労働時間を年720時間とする。
- ③ ②の年720時間以内において、時間外労働時間を単月では100時間未満、2～6ヶ月平均では80時間以内（いずれも法定休日労働を含む）とする。

これにより、1年のうち、少なくとも6ヶ月については時間外労働を月45時間以内に収めなければ直ちに法律違反となります。そのため、慢性的に時間外労働が月45時間を超えている場合は、時間外労働の削減に向けた取組みをスタートさせましょう。その他、「年次有給休暇（年休）5日の取得義務化」については、付与日から1年の間に最低5日の年休を取得することが求められます。会社で計画的付与を実施するなど、取得に向けた環境づくりが求められます。

実施項目		2019/4	2020/4	2021/4	2022/4	2023/4	2024/4
時間外労働の上限規制の導入	大企業	●	→	→	→	→	→
	中小企業		●	→	→	→	→
年次有給休暇5日の取得義務化	共通	●	→	→	→	→	→
フレックスタイム制度の見直し	共通	●	→	→	→	→	→
高度プロフェッショナル制度の創設	共通	●	→	→	→	→	→
医師面接制度の見直し／労働時間の把握強化	共通	●	→	→	→	→	→
月60時間超の時間外労働割増賃金率引上げ	中小企業					●	→
上限規制の適用猶予／除外の事業・業務見直し	共通						●
勤務間インターバル制度の導入（努力義務）	共通	●	→	→	→	→	→
同一労働同一賃金への対応	大企業		●	→	→	→	→
	中小企業			●	→	→	→

9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額納付	納期限 9月10日(月)
7月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 10月1日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
1月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	

今月の名言録

懸命な思い

人生は坦々たる大道を行くが如し、という人もあれば、
嶺あり谷あり起伏の連続、という人もある。
いずれが真実か見る人によってそれはさまざまであろう。

しかしおたがいに、まずは坦々たる大道とはいいいかねるこの日々ではなかろうか。
峠を越えればまた峠がある。仰ぎ見つつ息つく間もなく、また登り始める。
つまりこれが人生なりとの諦念も、そこにおのずからわいてくるような日々である。

しかし、もしこれを神のような立場から見たらどうなるか。
おたがいに起伏の連続と見ているこの人生も、実はそれは起伏でも何でもないのであって、
坦々たる大道ではないかということになるかもしれない。
つまり、坦々たる大道として与えられているこの人生を、わが心至らず、わが心眼ひらかざるために、
嶺あり谷ありと観じているのかもしれないのである。

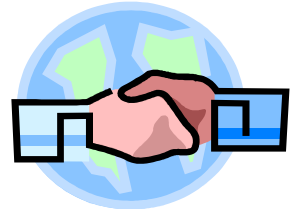
いつの日か、この真実が見きわめられるであろう。
けれども、今はただおたがいに、懸命にわが道を歩むほかないであろう。
懸命な思いこそ、起伏があろうと、坦々としていようと、ともかくわが道を照らす大事な灯なのである。
(「道をひらく」 松下幸之助著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

